

はじめに

私たち検討委員会は、昨年末に「中間答申」を提出しましたが、これに対し、市民のみなさんから貴重なご意見を多数いただきました。それを踏まえ、具体的にどのような条例にすべきかについて、1月から5月まで精力的に議論を重ね、この度、「条例素案」を中心とした「最終答申」をまとめることができました。

子どもの権利条例づくりがスタートしてからほぼ1年になります。最初はあまり知られていなかった「条例づくり」が、少しずつ市民のみなさんの関心と呼ぶようになり、新聞などにも大きく取り上げられ、「みんなで子どもたちの幸せを考えよう」という気運が高まってきたことは大変喜ばしいことです。

私たちの条例づくりの一番の特徴は、限られた条件のもとではありましたが、検討委員が自分たちの目と足で子どもたちの実像に迫り、子どもの声に耳を傾けることを大切にしてきたことです。特に、32名の子どもたちによる「子ども委員会」での議論には多くの啓発を受けました。子どもたちは大人に対し、「もっと僕たちの方を向いて!」「そして、私たちの声を聴いて!」と求めています。第3章に掲げられているのは、そんな子どもたちの魂がこもった「子どもにとって大切な権利」のリストです。

2つ目の特徴は、第4章で子どもの権利保障のための「大人の責務」を考え、「子どもの育ちや成長に関わる大人への支援」の重要性を明確にしたことです。子どもが健やかに育つためには、子どもに関わる大人たち自身が元気で、余裕をもって子どもと向き合うことができなければなりません。

3つ目の特徴は、子どもの権利救済のための特別な制度として「子どもの権利オンブズパーソン」の創設を強く求めたことです。権利保障は、救済制度が完備してはじめて実効性のあるものとなります。

ところで、懇談会や出向き調査を通じて実感したことなのですが、今の日本は、とても「子どもにやさしい社会」とは言えず、社会全体の子どもたちを育む力が急速に衰退しつつあるように思えます。「格差社会」が進行する中で、子どもたちを取り巻く環境はだんだん厳しさを増しているといつてよいでしょう。

大人は、今の子どもたちが、ありのままに自分らしく生きることが難しく、大変生きづらいつ感じていることを知る必要があります。子どもが生きづらいつ社会は、大人にとつても幸せであるはずがありません。

そんな状態にある子どもたちに対し、大人は、もっとほめ、たっぷり愛情を注ぐ必要があります。そうすれば、子どもはうれしいし、勇気も出てくると思うのです。

「子どもの権利を保障する」ということは、そんなに難しいことではありません。子どもの育つ力と可能性を信じて、優しいまなざしで、子どもたちを育むということです。

この最終答申に基づいた「札幌市子どもの権利条例」が制定され、日常生活の中で活かされることによって、子どもに笑顔と希望が戻ってきます。それとともに、大人の中に「札幌の未来を子どもとともに考えよう」という意識が少しずつ広がっていき、その結果、子どもも大人も幸せな、“平和で世界につながるまち”札幌が生まれます。

そんな願いを込めてこの最終答申を提出します。

平成18年5月30日

札幌市子どもの権利条例制定検討委員会
委員長 内田 信也